別　紙

東秩父路線の令和７年度地域間幹線系統確保維持計画（案）

令和６年６月２５日

（名称）小川町地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東秩父村及び小川町を運行する公共交通は、東武東上線・JR八高線の小川町駅に接続する幹線路線であり、地域住民の通勤・通学や病院等への通院など両町村にとって必要不可欠な公共交通として機能している。

令和5年度における本路線の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響による減少は一段落ついたものの、今後少子高齢化に伴う人口減少等を理由とした利用者の減少は避けられない状態である。こうした状況を踏まえ、地域住民の日常生活における移動手段を確保するとともに、両町村における豊富な観光資源を訪れる観光客などの新たな需要を喚起することも求められている。

様々な施策とともに、地域公共交通確保維持事業により、将来に渡り安定した本路線の確保・維持することで住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

（東秩父村地域公共交通計画　Ｐ37　参照）

バス路線の維持・充実は、町内の主要拠点間を結ぶ公共的な移動手段の確保と、鉄道で結ばれていない隣接市町への公共的な移動手段の確保を目的に実施する。

広域路線として東秩父村と連携し、路線の維持充実に努める。

（小川町地域公共交通計画　P24　参照）

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

地域間幹線バス系統の目標値として、輸送人員について、令和 5 年度の実績値を上回る値とする。

事業者名	系統名	輸送人員数
イーグルバス	小川町駅～白石車庫線	35,770 人
	小川町駅～和紙の里線	12,699 人
合計		48,469 人

（東秩父村地域公共交通計画　Ｐ38　参照）

（２）事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。具体的には、本路線が維持確保されることとなり、補助対象期間中、延べ約５万人の住民等にとって必要不可欠な移動手段の確保が見込まれる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・秩父高原牧場ポピーまつり来訪者への路線バス利用喚起[イーグルバス(株)、東秩父村、小川町]

・沿線自治体職員へのバス利用の働きかけ[イーグルバス(株)、東秩父村、小川町]

（東秩父村地域公共交通計画　Ｐ40　参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別　紙

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表１」を添付。
また、運行予定者は、輸送サービスの品質、運賃、運行内容等を総合的に勘案して、現行のバス事業者を選定。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表２」を添付。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・事業終了後、輸送人員数の実績値とその増減の要因を運送事業者に提出してもらい、評価を実施する。

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表４」を添付。

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

別添資料「生産性向上の取組について」のとおり。

11．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

別　紙

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

・令和６年６月２５日（第１回書面開催）
（１）R5 年度事業報告及び決算について
（２）R6 年度事業計画及び予算（案）について
（３）R6 年度業務委託について
（４）東秩父路線の R7 年度地域間幹線系統確保維持計画について

19. 利用者等の意見の反映状況

〇利便性等に関する意見
・バスの運行本数を増やしてほしい。
・電車との接続を考慮した時刻にしてほしい。
〇路線維持に関する意見
・バスがあって助かっている。
・バスは欠かすことのできない交通手段の一つであり、今後も維持してほしい。
これらの意見を踏まえ、住民の生活交通として必要なバス路線について、引き続き維持確保を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
（所　属）小川町役場　都市政策課
（氏　名）齊藤　愛子
（電　話）0493-72-1221
（e-mail）ogawa113@town.saitama-ogawa.lg.jp